

特別高圧電力料金高騰対策 支援金(第3期)のご案内

支援対象者

三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する事業者です。

- ① 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業者等
- ② 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に入居する中小企業者等

※『中小企業者等』とは、中小企業基本法第2条に定める「中小企業者」と「小規模企業者」を指します。

※『商業施設等』とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル、工場、その他施設で、店舗やその他事業所が入居する施設を指します。

※みなし大企業の場合は補助対象になりません。

ただし、以下に規定するみなし大企業については、支援対象者となりません。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

支援対象期間・支援額

対象期間 **令和7年1月分(2月検針分)から3月分(4月検針分)までの**
電力使用量

支援額 上記使用量に対して、**1円/kWh**を乗じた金額とします。

公募期間

令和7年**4月10日(木)**～令和7年**6月30日(月)** 消印有効

受給資格やガス使用量を確認した後、支援金を給付します。

※予算額の上限に達した場合には、支援金の募集を打ち切ります。

郵便による受付

- ①「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」専用ホームページから「郵便での申請方法」の各種様式をダウンロード

<https://www.mie-shienkin-tokkou.jp>



- ②各種様式に必要事項を記載のうえ、その他必要書類を用意
- ③事務局まで1部郵送

WEBによる受付

- ①「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」専用ホームページから「WEBでの申請方法」の各種様式をダウンロード

<https://www.mie-shienkin-tokkou.jp>



- ②各種様式に必要事項を記載のうえ、その他必要書類を用意
- ③用意した書類をデータ化(PDF又はJPEG)
- ④「WEBでの申請」から申請フォームを開く

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0004hCEeXHgF/tokkou>



- ⑤申請フォームに入力
- ⑥用意した書類データ(PDF又はJPEG)を申請フォームに添付
- ⑦確認ページで確認したうえ、申請を実行

※専用ホームページは2025年4月10日(木)にオープンします。

支援金交付の申請手順

1

交付申請書一式を提出

2

審査結果・支援金の
確定額の通知

3

支援金の交付

支援金に関する
お問い合わせ先

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター(業務委託先:TOPPAN株式会社)

☎0120-248-701

(450-8790 名古屋西郵便局 郵便私書箱第729号)

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

※4月3日(木)までは、三重県雇用経済部新産業振興課
(電話059-224-3113)にお問い合わせください。